

令和7年度第6回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 令和7年9月25日（木） 16時07分開会
16時32分閉会

◇ **開催の場所** 女性第一・第二研修室

◇ **出席者**

教育長	原之園 哲哉
委員	岡本 尚也
委員	前田 圭子
委員	福元 佑子

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	小村 真二	教育部長	鶴田 紋太郎
教育DX担当部長	木田 博	学校整備推進担当部長	岩坪 秀樹
総務課長	藤崎 圭規	桜島学校教育担当課長	徳田 清信
施設課主幹	寶徳 裕介	文化財課長	有村 久美子
美術館副館長	谷口 雄三	図書館副館長	小城 裕子
学務課長	山元 卓也	学校教育課長	竹下 直大
学校ICT推進センター所長	池田 伸一	保健体育課長	山口 伸一
児童生徒支援課長	吉元 利裕	生涯学習課長	中村 一成
少年自然の家所長	唐仁原 宏樹	中央学校給食センター所長	濱田 有希

◇ **書記**

総務課主幹	圓若 正行	総務課専門員	田島 里美
-------	-------	--------	-------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議案審査順

公開

定第47号議案 代決処分の承認を求める件

[鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について]

請願令和7年度第1号 小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良（乳糖不耐、下痢、腹痛など）や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断なしでも停止届などで停止できるようにすることを求める請願

報告事項(1) 市議会関係の審議等について

報告事項(2) 教育委員会関係の主な行事について

非公開

報告事項(3) 市立学校におけるいじめの重大事態の終了について

- 6 その他
- 7 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 ただいまから、令和7年度第6回教育委員会定例会を開会します。

2 会議成立の宣言

教育長 議事に入ります。本日は、津曲委員が欠席されておりますが、定足数に達していますので、会議は成立しております。本日の議事日程は、資料の2ページをご覧ください。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の会議録署名は、前田委員と福元委員にお願いします。

4 会議の公開等について

教育長 会議の非公開についてですが、本日審議する1つの議案、1つの請願及び3つの報告事項のうち、報告事項(3)は、個人情報の保護を要する案件のため、非公開で傍聴を禁止する取り扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。それでは、公開案件からご審議いただき、後ほど非公開案件の審議をお願いします。傍聴について、委員の皆さんにお諮りします。事務局に確認しますが、本日、傍聴を希望される方はいますか。

事務局(企画調整係長) 傍聴及び撮影を希望される方が1名いらっしゃいます。傍聴希望者の住所及び氏名を読み上げます。

教育長 事務局から傍聴希望者の読み上げがありました。希望者の傍聴及び撮影を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もございませんので、傍聴及び撮影を許可することとします。事務局は傍聴人を入室させてください。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 定第47号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について〕

承認

教育長 それでは、定第47号議案につきまして総務課長、説明をお願いいたします。

事務局(総務課長) 議案つづりの3ページをご覧下さい。定第47号議案、代決処分

の承認を求める件は、鹿児島市教育委員会の事務局及び教育機関の職員の任免について、参照にありますように、教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、代決しましたので、同条第2項の規定により、これを報告し、教育委員会の承認を得ようとするものでございます。内容につきましては、4ページのとおり、9月1日付で1名の職員の異動でございます。以上で説明を終わります。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

(なしの声あり)

教育長 なければ、定第47号議案につきましては、原案どおりとすることでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

請願令和7年度第1号 小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良（乳糖不耐、下痢、腹痛など）や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断なしでも停止届などで停止できるようにすることを求める請願

継続審査

教育長 それでは、請願令和7年度第1号について、まずは請願の取扱いについて事務局から説明をお願いいたします。

事務局（企画調整係長） 本日審議していただきます請願は、市教育委員会会議規則第41条の規定に基づき提出されたものであり、受理日は、令和7年9月8日でございます。取扱いにつきましては、同規則第43条に規定されており、教育委員会の会議において採否を議決しなければならないとされております。以上で説明を終わります。

教育長 続きまして、事務局は請願書の朗読をお願いします。

事務局（企画調整係長） 請願内容、小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良、乳糖不耐、下痢、腹痛など、や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断書なしでも停止届などで停止できるようにして下さい。請願理由、全国の小中学校の給食では毎日大量の牛乳が廃棄されています。その背景に、牛乳を飲めなくても提供の停止ができていない子ども達があります。アレルギーの場合は診断書を提出することで免除されていますが、アレルギーはなくても、牛乳が体に合わないなどの理由で飲めない子達が少なくありません。乳糖不耐症の診断書を提出して牛乳を停止している場合もありますが、毎年診断書を得るのには費用も時間もかかりますし、それができることを知らない家庭も多いようです。日本人を含めアジア人の9割が実は乳糖不耐であると

言われている中、自分の体質に合わないものを嫌って飲みたくないことは、単なる好き嫌いだと見なさず尊重されるべきではないでしょうか。牛乳を飲まない子も、本来の和食でもカルシウム等の栄養は十分に摂ることができます。でするので、カルシウム摂取に牛乳を用いたくない家庭から牛乳代をとるのはどうなのかという意見もあります。また、無駄になってしまう牛乳の廃棄を減らすことは、SDGsの方向性とも一致しています。例えば東京都多摩市では、無駄にする量を減らすために学期のはじめに希望を取る選択の制度が有効ではないかという結論に達し、2022年8月にその趣旨の陳情が採択され、2023年の2学期から実施しています。多摩市給食センターによると導入後の苦情などはなく、逆に「ありがとう」や「助かった」などの声があったそうです。多摩市の教育委員会の調査によると、東京都の26市のうち13市が既に診断書なしで牛乳を停止できるようになっているそうです。具体的な実施方法の参考として、多摩市の「学校給食における飲用牛乳の対応について」を添付いたします。アレルギー以外の理由では診断書なしで飲用牛乳停止届の提出のみで停止でき、牛乳代が返金されるようになっています。また、牛乳の停止は卒業まで自動的に継続されます。児童生徒一人ひとりの多様性を尊重し、毎日大量の食品が当たり前のように廃棄されない教育環境のためにも、小中学校の学校給食で牛乳の飲用を多摩市のように選択できる対応にしてください。どうぞよろしくご審議お願い申し上げます。添付資料として、資料1、資料2が計4ページにわたって記載されていますのでお目通しをお願いします。以上です。

教育長 それでは、本件の状況等について、保健体育課長、説明をお願いします。

事務局（保健体育課長） それでは、請願内容に関する本市の状況をご説明します。本市では、乳糖不耐症など食物アレルギー疾患以外の理由で牛乳が飲めない児童生徒に対しては、学校と保護者が協議のうえ、所定の手続きを行った後に、各学校において牛乳を停止する対応を行っています。これらの対応状況について、給食を実施している市立小中学校、116校を対象に9月1日現在で調査しました。まず、所定の届出により、牛乳の飲用を停止している学校数及び児童生徒数は77校、338人でした。次に、食物アレルギー疾患以外の理由で停止する際に、保護者に診断書や生活管理指導票を求めている学校は42校でした。以上で説明を終わります。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

委員 牛乳を飲まない代わりに他のものを飲むとか、そういう対応をとったりするのでしょうか。

事務局（保健体育課長） 学校によって対応はまちまちですが、牛乳を飲まないということで返金もしくは減額して給食費を徴収したり、麦茶等代替のものを出すなど、学校それぞれで対応しているようです。

委員 ありがとうございます。

教育長 ほかにございませんか。

委員 実際それで苦情が出ているというようなことはないですか。

事務局（保健体育課長） 学校や保護者からは、選択制にしてほしいということや苦情

などは、教育委員会には聞こえてきていません。

委員 いまどのくらい廃棄されているのでしょうか。

事務局（保健体育課長） 抽出調査ですが、残食率を調査しており、その残食率は、1食あたり0.2%から2%です。おかず等を含めた全部の献立の内の0.2%から2%なので、それほど残食が多いというわけではありません。

委員 牛乳は、いる子たちで分けたり、牛乳としての残食は少ないのかなというイメージはあります。カルシウムの量自体が牛乳1パックで、だいたい1日の3分の1近く摂れると言われていて、それが0になると一番骨を大事にしないといけない時期にカルシウム摂取量が少なくなってしまうので、学校の栄養士さんや保護者の方と協力して家庭でこれくらい摂ってくださいね、という話は必要かと思います。実際、診断書がいらないかいるかということに関しては、私もなくてもいいのかなと思います。実際、牛乳のせいなのかあやふやな時に診断はしてもらった方がいいと思いますが、診断書自体はいらないと思います。実際インフルエンザも診断書なしでもよくなっているように、病院で診断されたなら診断書なしでもいいと思います。

委員 家庭にもよると思いますが、給食が非常に重要なエネルギー源になっている家庭があるので、そこを考えた上で給食は構成されていると思います。代わりに同じくらいのエネルギー・栄養を摂れるようなものが選択肢としてあった方が理想とは思いますが。そこまで出来るかはわかりませんが、体調不良がおこらないものでカルシウムが摂れるような飲み物などが選択出来たらいいと思います。医師の診断書はこだわりますが、栄養はきちんと届けたいというところは重要だと思います。

事務局（中央学校給食センター所長） カルシウムは国の栄養の摂取基準によると、成長期の子どもたちはなかなかカルシウムが摂りにくいということで、一日3食ですが、給食は1日の半分くらいの栄養価が摂れるように基準が組まれています。そういう面では牛乳は摂取基準をクリアするためには有り難い食材ではあります。

委員 牛乳を無しにすることもわかりますが、一方で、栄養のバランスがこれだけ変わってしまいますよ、ということは同時にアナウンスしていかないけないかもしれませんね。

教育長 いろいろな議論もありますし、明快にこれというようなことが難しい部分もありますが、請願につきましては、もう少し審査する継続審査という方法があります。今出たばかりですので、いろいろと確認したり調べたいので、即断は難しいものがあります。

委員 ぜひ全国の事例で、牛乳提供をやめた自治体が、他に栄養に関する助言をしてくれるかも含めてパッケージで考えないといけないと思うので、それ以外のところも含めていろんな事例を出していただいて、それで判断してほしいと思います。

教育長 それでは、継続審査とすることよろしいでしょうか。
（異議なしの声）

教育長 ご異議ございませんので、継続審査とすることに決定します。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

報告事項(1) 市議会関係の審議等について

教育長 続きまして、報告事項（１）につきまして管理部長、説明をお願いいたします。

事務局（管理部長） 資料の１２ページをご覧ください。市議会関係の審議等についてです。令和７年第３回市議会定例会が、９月２日から９月２９日を最終本会議となっております。審査が終わりましたのでご報告させていただきます。議案としましては、以前ご説明しておりました８つの議案関係で、質疑としましては、学校の体育館のエアコンの整備や、少年自然の家の施設整備、幼児教育、不登校児童生徒対策等がございました。質問はたくさんいただきましたが教育長の方で適切な答弁いただきました。報告等については、給食センターの整備の実施方針やいじめの重大事態の終了を報告したところです。報告は以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございませんか。
（なしの声あり）

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

報告事項(2) 教育委員会関係の主な行事について

教育長 次に、報告事項（２）につきまして美術館副館長、説明をお願いいたします。

事務局（美術館副館長） 資料の１３ページをご覧ください。特別企画展「藤田嗣治 ７つの情熱」について、ご説明申し上げます。会期は、１０月３日(金)から１１月９日(日)までとなります。場所は、鹿児島市立美術館です。概況をご説明いたします。明治１９年、東京に生まれた藤田嗣治は、４歳から１２歳までを熊本で過ごし、九州にもゆかりの深い画家です。２６歳でフランスに渡った藤田は、独特な白い肌と繊細な線の表現による女性像で、１９２０年代のパリ画壇で人気作家となります。今回の展覧会では、「自己表現」「風景」「女性」など７つの切り口から、藤田の人生と創作の秘密に迫ります。また、ピカソやキスリングなど当時の画家仲間や、東郷青児、海老原喜之助など影響を与えた郷土作家などの作品も加え、あわせて１６０点ほどの作品でその画業を概観します。藤田研究の第一人者である、ビュイッソン氏の監修のもと、貴重なフランスの個人所蔵作品を中心にご紹介するものです。以上です。

教育長 いまの説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

委員 こういう世界の一流の作品を観る機会はそんなになんないと思いますので、ただ

見るだけではなくて、美術の授業の中でこういうのを見に行ったら、西洋の絵画の歴史だとかを学んだうえでみると全く感動も違うでしょうし、いろんな画法とかを学ぶなど、すごく勉強になると思います。教育委員会ですので、こういう展示と学校教育を結び付けていただけたらと思います。

事務局（美術館副館長） 美術館の方で、美術館協議会というのを開催しておりますが、その場でもそういったご意見をいただきましたので、今年度から学校の先生方を集めて事前にレクチャーいたしまして、そのうえで、宿題等で取り上げていただけるようにしているところです。

委員 素晴らしいです、ありがとうございました。

教育長 ほかによろしいでしょうか。

（なしの声あり）

教育長 公開案件は、以上となります。これから非公開案件の議案審査に入りますので、傍聴人の方はご退席ください。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

報告事項(3) 市立学校におけるいじめの重大事態の終了について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 その他

教育長 最後に、事務局から何かありますか。

教育長 次回の日程についてご連絡します。次回の教育委員会定例会は、10月29日（水）16時から、教育総合センター2階女性第一・第二研修室で開催を予定しています。以上です。

7 閉会

教育長 以上をもちまして、本日の定例会を終了します。

【以上】